

## 活動報告

# アジア歴史資料センターへの協力の経緯と現状

## アジア歴史資料センター協力室

### はじめに

平成二九年八月、国立公文書館アジア歴史資料センター<sup>1</sup>において、外交史料館が所蔵する「戦後外交記録」の史料画像掲載が開始された。これにより、第一回及び第二回外交記録公開の公開文書から、一〇二冊分の画像が検索・閲覧できるようになった。

外交史料館では、平成一三年のアジア歴史資料センター開設当初より、同センターへの所蔵史料の画像及び書誌データの提供を進めてきた。

本記事では、アジア歴史資料センターにおいて戦後外交記録が掲載されるようになったこの機会に、外交史料館としてのこれまでの同センターへの協力経緯と成果を振り返るとともに、現在の作業状況を報告し、今後の協力の見通しを述べることとしたい。

### 一 「アジア歴史整備事業」の開始

平成六年八月三十一日、当時の村山富市総理は翌年の戦後五〇周年を控えて「平和友好交流計画」に関する談話を発表した。同計画は、過去の歴史を直視するための「歴史研究支援事業」と、アジア近隣諸国等との「対話と相互理解を促進する交流事業」の二本柱から成るもので、この計画の中で「かねてからの必要性が指摘されているアジア歴史資料センターの設立についても検討していきたい」との言及がなされた。

これをうけ、学識経験者一五名からなる有識者会議（座長・石川忠雄元慶應義塾長）にセンターの具体的内容が委ねられた。有識者会議は、国内外での実情調査や識者からの意見聴取に加えて、一般からの要望をも踏まえ、平成七年六月三〇日に「日本とアジア近隣諸国等との間の近現代史に関する資料及び資料情報を、幅広く、片寄りなく収集し、これを内外の研究者をはじめ広く一般に提供すること」を基本的目的とするセンターの設立を提言した。

その結果、以下のとおり平成一一年一月三〇日、アジア歴史資料センターの設立が閣議決定された。

「政府は、かねてより、アジア歴史資料センター（以下「センター」という。）の設立について検討を行ってきたところであるが、今般、以下の諸事業全体を「アジア歴史資料整備事業」と位置付け、政府が一体となって本事業を有機的かつ一体的に推進することとし、その一環として、センターを開設することとする。これは、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し、国が保管する資料について国民一般及び関係諸国民の利用を容易にし、併せて、これら諸国との相互理解の促進に資することを目的とするものである。」

同閣議決定においては、これを実現するための具体的な方策として「アジア歴史資料のデータベースの構築」が挙げられ、以下のように続いている。

「歴史記録の中で公文書は中心的な部分を占めており、また、資料の整理・検索に当たっては、高度情報化の流れに対応して、コンピュータによる情報サービスを行い得るようにすることが重要である。このことにかんがみ、センターは、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛庁防衛研究所図書館等の国の機関が保管するアジア歴史資料（近現代における我が国とアジア近隣諸国等との関係に関わる歴史資料として重要な我が国の公文書その他の記録）を電子情報の形で蓄積するデータベースを構築し、インターネット等を通じて情報提供を行うこととする。」

このような「アジア歴史資料整備事業」の枠組みにおいて、外交史料館は、政府の協力のもとで運営するデジタルアーカイブとしてのア

ジア歴史資料センターの活動に協力することとなった。外交史料館は、平成二三年度までの一〇年間に、アジア歴史整備事業への協力としておよそ九〇〇万コマの画像を同センターに提供した後、平成二四年度から二七年度までは保存・閲覧用に作成したデータを貸与するかたちで画像を提供してきた。その結果、戦前期の記録については、二〇一七年二月現在、全体の約七五%がすでに閲覧可能となっている。<sup>2)</sup>

そして、平成二八年からは「戦後七〇年施策」の枠組みによって、戦後外交記録の画像提供という新たな段階に入ることとなった。

## 二 「戦後七〇年施策」

平成二七年、安倍総理主催の懇談会である「二〇世紀を振り返り二一世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」以下「二一世紀懇談会」が設置された。<sup>3)</sup>二一世紀懇談会の冒頭、安倍総理から提示された議論の題目のひとつには、「日本は、戦後七〇年、米国、豪州、欧州の国々と、また、特に中国、韓国をはじめとするアジアの国々等と、どのような和解の道を歩んできたか」という項目があった。

平成二七年五月二二日の二一世紀懇談会第五回会議において、川島真東京大学大学院教授は、村山談話に関連して「アジア歴史資料センターは戦前の日本の歴史資料を見ることができるサイトとして、東アジアでも現在でも広く使われており、歴史認識問題、和解に対する貢

献が大きい」としてアジア歴史資料センターの存在意義を評価し、かつ、世界的に評価されている同センターの「現在の戦前部分だけでなく、戦後の『和解』のプロセスについても公開して、それを情報発信することができないか」との提案を行った。

この提案を踏まえ、平成二七年八月六日付で提出された二一世紀懇談会の報告書は、「戦後七〇周年に当たって我が国が取るべき具体的施策」として「アジア歴史資料センターの充実」を掲げ、同センターが「国内のみならずアジア諸国の学者からも高い評価を受けているが、現在取り扱われている資料は第二次世界大戦前のものに限定されているところ、戦後の資料についても収集、公開する必要がある」と記した。

この記述に基づいて、外務省と国立公文書館、アジア歴史資料センターで調整した結果、戦後外交記録の画像を提供していくことが確認された。

アジア歴史資料センター側では、先述の二一世紀懇談会報告書において我が国が取るべき具体的施策の一つとして、「アジア歴史資料センターの充実」が指摘されたことを踏まえ、①戦後資料の提供に係る具体的範囲のあり方、②リンクによる情報提供の拡充方策、について検討を行い、平成二八年三月一五日のアジア歴史資料センター諮問委員会において、「アジア歴史資料センターの当面の取組方策（提言）」が取りまとめられた。

同提言においては、これまで明治初期から第二次世界大戦終結時期

頃までの資料を対象としてきたが、二一世紀構想懇談会の指摘等を踏まえ、戦後資料の提供にも取り組むこととされ、その範囲は、「一九七二年頃までの『アジア歴史資料』とすることが適切である。」と述べられた。一九七二年の日中国交正常化までの文書が提供対象とされた。

### 三 提供の方向性と現在の作業状況

外交史料館では、占領期からはじまって、なるべく年代順に記録が公開されていくように、年度ごとのセンターへの提供予定史料を選定している。

現在、第一回～第二回外交記録公開においてマイクロフィルムや電子媒体（CD-R）で公開された文書を中心として、アジアとの戦後の和解を示す文書を選定し、提供するという方向性で作業を進めている。

また、アジアとの和解の歴史といっても、戦後日本外交をある程度通史的・多層的に捉えられるように、戦後外交に重きを占める日米関係や、国連などの国際機関におけるマルチな外交関係も提供対象に含めていく予定である。

平成二八年度に提供した一〇二冊は全て占領期、A門の文書であった。具体的に主なものを挙げると、例えば「連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件」（分類、A門1類0項0目）があり、そこには昭和二〇年九月三日の重光・マッカーサー会談をはじめとするGHQ要人との

会談記録が含まれている。また、憲法改正をめぐるGHQとの交渉記録、臨時法制調査会関係文書、憲法改正に起因する各種法案策定に関する文書などをまとめた「日本国憲法関係一件」(分類,A門3類0項0目)には、松本烝治国務大臣による「憲法改正私案」や、白洲次郎終戦連絡中央事務局参与よりホイットニーGHQ民政局長宛書簡(いわゆる「ジープウェイ・レター」)も含まれている。

平成二九年度は、占領期の残りの記録と、サンフランシスコ講和後の国際社会への復帰に関わる文書を提供する計画で作業を進めた。国際連合やその他国際機関への加盟に関する文書、諸外国との実務的な協定に関する文書が含まれている。

#### 四 業務のプロセス

##### (一) 対象史料の選定

業務のプロセスは、次年度の画像提供対象史料を選定することから開始される。

選定にあたっては、体系的を重視している。すなわち、第一回～第二一回外交記録公開においてマイクロフィルム等で公開された文書のみを機械的に提供対象とするのではなく、当時の公開ファイルと関連性のある史料は、プラスチックで対象に含めることとしている。同一件名の記録ファイルのうち、一部が第二一回までの外交記録公開で公開され、他がその後の外交記録公開により移管されたという案件が

これにあたる。例えば、「極東委員会関係一件」(分類,B門1類1項0目1号)は全三巻で構成されるが、第四回外交記録公開(一九七八年七月)でマイクロフィルム公開されたのはその第一巻のみであって、第二～三巻は二〇一五年五月に移管されているため、三巻をまとめて対象にしている。これにより、当館所蔵史料の体系を熟知していない利用者でも、より包括的に、連続性や関連性を踏まえて閲覧を進められるよう配慮したいと考えている。

また、センターに画像提供した簿冊は、センターでの公開開始のタイミングまでには、原則として外交史料館における即日での原本利用(外交史料館利用等規則にいう「簡便な方法による利用」)ができるように措置しているため、来館しての閲覧が可能な利用者にとってはさらに有益性が高まると思われる。

##### (二) 審査・公開準備

提供に際しては全ての簿冊を審査する。その基準として適用するのは、公文書管理法に基づく「外務省外交史料館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」である。利用請求と同じ基準で審査することで、実質的には要審査ファイルの計画的かつ積極的な事前審査を施していることとなり、これによって事前審査の実績が大幅に増える。

第一回～第二一回外交記録公開における対象文書の多くは、公開當時にはマイクロフィルムや電子媒体(CD-R)のみによって公開さ

れた。マイクロフィルム公開された文書の原本が外交史料館に移管されたのはその後だったので、原本利用が可能となるように順次準備を整えることが必要となっていた。

審査には膨大な労力を注いでいる。しかしこの審査に手間をかけることで、過去に非公開とされた情報も、時の経過にかんがみて多くの部分が公開できるようになった。他方、やむを得ず個人情報等の要保護情報をマスキング（黒塗り）せざるを得なかった箇所も一部あり、こうしたページは被覆された状態の画像が掲載されることとなる。外務省として、黒塗り部分は極力小さくなるように配慮している。

審査を終えた簿冊はマスキング、金具の除去などの保存上の措置を含む公開準備作業を施す。また、撮影対象史料には汚れ・しみといった経年劣化や破損が見られる場合があるので、公開準備の段階で撮影対象史料の状態を確認しておくことが重要である。破損等が目立つ箇所「要補修」と記した葉を挿んでおき、その後「要補修」部分について、補修担当職員が、撮影に支障を来すことが明らかであるかどうかを改めて確認し、必要に応じて史料に補修を施す。他にも補修が急がれる文書が多数あるなか、本業務においてはどうしても必要な部分だけを選択的に処置することで、限られたマンパワーを有効に使うようにしている。

### (三) マイクロフィルム撮影

公開準備が終わると、業者委託によるマイクロフィルム撮影・電子

データ化のプロセスに進むが、ここでは特に、保存と利用の両面を考えたがらの作業が求められる。

撮影作業によって文書の破損等が助長されないようにすることが何より重要である。そのため、まず外交史料館の担当者が、各簿冊の紙の劣化状態をチェックし、そのほか、目次の有無やページの整合性といったマイクロ撮影上必要な要素についても確認しておく。

撮影に先立っては、年度ごとのセンターへの画像提供予定簿冊を撮影スペースに集約している。四〜六名の作業者（委託業者）が約四ヶ月にわたって集約場所で事前の確認・整理・撮影を実施することとなる。各簿冊に通し番号を付与すると共に、貸出／返却ノートを用意するほか、簿冊の取扱いに関する注意事項を予め業者に伝達するなど、緊密にコミュニケーションをはかって作業することが求められる。

センターでの公開では、各目次に含まれる文書を一件として、この単位で画像を開く仕組みになっているため、当館からは目次と画像の対応関係を示す「リンクデータ」も提供している。最終的には目次ごとのコマ番号などが記入されることになるが、事前の整理作業では、各簿冊内での仕切り箇所を明確にして、リンクデータの作成がスムーズに行えるように準備している。

事前整理が終わると、簿冊の綴りを解く。綴りが解かれた各文書をもとの簿冊の秩序が維持されるよう慎重にビニール袋に入れ、紛失を防ぐため箱に収めて管理する。

撮影は基本的に史料二頁分を並べて撮影したものが「一コマ」（一

(画像)となる。四名程度のマイクロフィルム専門カメラマンが約二ヶ月間撮影に従事する。紙片や書き込みを撮影するかどうかなど、その場で判断すべき疑義も生じるため、その都度外交史料館の担当者が対応する。概ね簿冊一〜三冊分が一本のフィルムに収められる。

完成したマイクロフィルムは、業者において検品がなされた後、改めて外交史料館でも画像を確認している。具体的には、各簿冊とマイクロフィルムを照合して、文字のシャープさ、画像の濃淡、コマの順序の正しさ等を確認することになる。検品がなされたフィルムは電子化され、電子媒体(現在はDVD-R)で納品されるが、その際にも当館の担当者が一コマずつ画像を確認して、検品している。

そうして完成した画像データが、リンクデータとともにアジア歴史資料センターに提供され、センターでの書誌情報整備などの諸準備作業を終えた後に公開されることとなる。

## 五 今後の協力

アジア歴史資料センター提供用の電子画像の作成については今後とも継続し、一九七二年までの史料画像を当面提供していくという、現在の協力方針を維持していく予定である。

世界でも有数のデジタルアーカイブとなったアジア歴史資料センターのさらなる充実に今後ともできる限り協力し、外交史料を世界に発信することで、アジア国際関係史の研究水準を引き上げること

与できれば幸いである。それが、ひいては過去の歴史的経緯をめぐるアジア諸国との相互理解に向けた貢献となることを願っている。

注

(1) アジア歴史資料センター <https://www.jacar.go.jp/>

(2) 提供済みで閲覧可能となっている戦前期外務省記録は、明治・大正期の1門・2門・3門(8類、9類を除く)・5門・6門(1類8項3―6号まで)・7門、昭和戦前期のA門・B門・C門・E門・F門・G門・H門・I門・M門・N門・Z門(二〇一七年二月時点)。

(3) 「二世紀構想懇談会」の議事録、配付資料については総理官邸ホームページにて公開されている。

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/21c\\_koso/](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/21c_koso/)